

国立大学法人東京農工大学放射線研究室運営規則の一部改正

国立大学法人東京農工大学放射線研究室運営規則を次のとおり改正する。

現行	改正案	備考
<p>国立大学法人東京農工大学放射線研究室運営規則</p> <p>平成16年4月7日 16放経教規則第1号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、国立大学法人東京農工大学組織運営規則(以下「組織運営規則」という。)第3条第2項の規定に基づき、国立大学法人東京農工大学(以下「本学」という。)の放射性同位元素等を使用する教育研究施設として、農学部、工学部及び遺伝子実験施設に設置する放射線研究室(以下「室」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第10条 省略</p> <p>(協議)</p> <p>第11条 各室の管理運営の連絡調整に関しては、国立大学法人東京農工大学環境・安全委員会細則第8条第1項第3号に規定する放射線安全小委員会で協議する。</p> <p>第12条～第13条 省略</p> <p>附則 省略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、国立大学法人東京農工大学組織運営規則(以下「組織運営規則」という。)第8条の規定に基づき、国立大学法人東京農工大学(以下「本学」という。)の放射性同位元素等を使用する施設として、<u>組織運営規則第6条第3項に基づき農学部及び工学部に設置する放射線研究室及び組織運営規則第6条第1項に規定する学術研究支援総合センター(遺伝子実験施設)に設置する放射線研究室</u>(以下これを「室」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第10条 省略(現行どおり)</p> <p>(協議)</p> <p>第11条 各室の管理運営の連絡調整に関しては、国立大学法人東京農工大学環境・安全衛生委員会細則第8条第1項第1号に規定する放射線安全小委員会で協議する。</p> <p>第12条～第13条 省略(現行どおり)</p> <p>附則 省略(現行どおり)</p>	

附則

この規則は、平成20年7月7日から施行し、平成20年4月1日から適用する。ただし、第11条にかかる改正については、平成18年4月1日から適用する。